

入札説明書

1 発注業務の概要

業務名	平成24年度松くい虫防除事業（単県・伐倒駆除・油剤）
業務場所	米子市淀江町本宮ほか
業務内容	松くい虫による被害木（枯れ松）を対象に伐倒し、薬剤の散布等を行う。 対象事業量 100立方メートル ※詳細については、別紙仕様書のとおり

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす法人とする。

配置技術者	<p>次の各号のいずれかに該当する者であって、入札者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にあるもの（その役員を含む。）を、本件業務の現場代理人又は専門技術者として、その履行期間中配置することができること。</p> <p>（1）技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）</p> <p>（2）林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条第1項に規定する林業普及指導員をいう。）</p> <p>（3）林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）</p> <p>（4）基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士として、林業労働力確保支援センター（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の林業労働力確保支援センターをいう。）又は鳥取県の認定を受けた者</p> <p>（5）前各号に掲げる者のほか、専門的な指導監督を含む森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者</p>
住所要件	平成24年9月1日現在で、鳥取県内に、本店、支店、営業所又は事業所があること。

指名停止	米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
他の入札者との関係	<p>他の入札者と次の各号のいずれかの関係にある者でないこと。</p> <p>(1) いずれかの入札者又はその代表取締役若しくは代表理事が他の入札者の議決権保有者（その入札者の総株主、総社員又は組合員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係</p> <p>(2) いずれかの入札者（その代表取締役又は代表理事を含む。以下この号において同じ。）と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係</p> <p>(3) いずれかの入札者の代表取締役又は代表理事（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役又は代表理事を兼ねている関係</p> <p>(4) 前3号に掲げる関係に準ずる関係</p>
その他	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させてないこと。</p>

3 本件入札に対する質問及び回答

質問先	<p>米子市総務部入札契約課</p> <p>ファクシミリ 0859-23-5368</p> <p>※ 質問事項を記載した書面(別記様式4号)をファクシミリで送付のこと。</p>
受付期間	平成24年9月27日（木）から同年10月5日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

4 入札参加申込の期限等

申込期限	平成24年10月12日（金）午後5時
申込場所	〒683-8686

	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課 電話 0859-23-5365
提出書類	<p>次の書類を、記載要領に基づき各1部を提出のこと。</p> <p>(1) 入札参加申込書(様式第1号)</p> <p>(2) 配置技術者調書(様式第2号)</p> <p>(3) 役員等調書兼照会承諾書(様式第3号)</p> <p>※(3)については、平成24年度に既に米子市に提出されておられる方は不要です。</p> <p>※ 提出書類様式電子データ(ワード形式)の希望者は、総務部入札契約課(keiyaku@city.yonago.lg.jp)まで、電子メールにて、業務名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信のこと。</p>

5 入札日等

入札日	平成24年10月19日(金)午後1時45分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室
入札保証金	免除
入札書等の書式	<p>入札書、委任状及び辞退届の書式は、米子市ホームページ掲載の「委託」分を使用のこと。</p> <p>※ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状(受任者の意思が明確であるものに限る。)を提出のこと。</p>
その他	<p>(1) 入札は、落札者が決定されるまで最高3回まで行う。</p> <p>(2) 入札者が1者であっても、入札は執行するものとする。</p> <p>(3) 郵送又は電送による入札は、認めない。</p> <p>(4) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。</p> <p>(5) 入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の入札は無効とする。</p>

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課(電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368)とする。
- (2) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (3) 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。

- (4) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づき執行する。

様式第1号

入札参加申込書

平成 年 月 日

米子市長 野坂康夫 様

私は、平成24年10月19日に実施される平成24年度松くい虫防除事業（単県・伐倒駆除・油剤）に係る条件付一般競争入札への参加を申し込みます。

住 所

商号又は名称

代表者の職・氏名

⑩

担当者名・電話番号

配置技術者調書

入札参加申込者 _____

入札参加資格条件を満たす配置予定技術者は、次のとおりです。

区分	現場代理人・専門技術者 ※いずれかに○
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
該当要件	※いずれかに○ <ul style="list-style-type: none">・技術士・林業普及指導員・林業技士・基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士・専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者
要件確認資料	別添資格証等（写）のとおりに

役員等調書兼照会承諾書

平成 年 月 日

米子市長 野坂 康夫 様

所在地

商号又は名称

職・氏名

㊞

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

役職等	氏名	ふりがな	生年月日	性別

【注意事項】

- 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び監査役並びに米子市所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあっては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第4号

質 問 書

平成23年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

住 所
商号及び名称
代表者職氏名 _____ 印

担 当 者 名 _____
電 話 番 号 _____
F A X 番 号 _____

このことについて、次のとおり質問します。

業務名 平成24年度松くい虫防除事業（単県・伐倒駆除・油剤）

番号	質問内容

松くい虫防除事業（単県・伐倒駆除・油剤）仕様書

1 事前措置

事業に従事する作業員は、被害木処理に当たり必要な知識・技術を習得したものであるとする。

2 伐倒措置

(1) 被害木（マツノマダラカミキリが付着しているマツ）の伐倒は、周辺の健全木等に傷害を与えないように行うこと。

※ 葉色が赤色となっているマツに隣接した葉色に変化が見られるマツにあつては、必ず樹皮を剥皮してヤニの吹き出しにより、被害木であるか否かを確認する。ヤニが流出しない場合は、被害木として伐倒措置を行う。（写真による記録を行うこと。）

(2) 9月、10月と順次枯れが進んでいった順を優先して伐倒措置を行うこと。

(3) 伐倒した被害木は、全表面に薬剤散布が行えるよう1メートル程度に玉切り、枝払いを行うこと。

3 使用薬剤

(1) 使用薬剤種類

ME P 4 0 農薬登録を受けた薬剤（記載成分を含有するもの）とする。

(2) 希釈倍率 40倍

(3) 散布量 1立方メートル当たり10リットル散布

4 薬剤散布措置

(1) 2において伐倒した被害木の幹材部及び枝条部が乾燥している時期にムラなく薬剤散布を行うこと。

伐倒の際、飛散した枝条は回収の上、散布すること。

(2) 上記(1)の措置が完了した後の薬剤の空容器等は、受注者が責任をもって産業廃棄物として適正に処理すること。

5 駆除済みの証

受注者は、駆除措置が終了した被害木の伐根に一連番号を、ナンバーテープ等を使用して明示すること。

6 駆除野帳

(1) 受注者は、根元直径、幹材積、全木材積（駆除材積）等を記載した駆除野帳を市に提出すること。

(2) 全木材積（駆除材積）は、幹材積の1.2倍とすること。

7 写真記録

(1) 受注者は、全木材積（駆除材積）1m³当たり2～3枚程度の記録写真を撮影し、管理資料を作成し、市に提出すること。

(2) 葉色の変化した松を駆除する場合は、当該木のヤニの吹き出し状況を

撮影しておくこと。

8 業務履行期限 平成24年11月15日

9 参考積算内訳

		積算内訳表		伐倒駆除(油剤)			
対象事業量 100m ³				1m ³ 当たり			
種 別		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	単価表
・伐倒 ・枝払 ・玉切	一般世話役		人				
	特殊作業員		人				
	普通作業員		人				
薬剤購入費			リットル			MEP40 を 標準とする 着色剤使用 希釈液 40 倍	2号
薬剤運搬費			リットル			1tトラック 10km 未満	3号
薬剤調合 費	一般世話役		人				
	普通作業員		人				
散布作業 費	一般世話役		人				
	普通作業員		人				
機械器具借損料			式			チェンソー 45cc 動力噴 霧機	
機械器具燃料費			式			チェンソー 45cc 動力噴 霧機 10 ^{リットル} 散布	

諸経費		%			薬剤購入費は 除く	
合 計						

第 2 号単価表								
金 円 也								
薬剤購入費 1m3 当り 単 価 表								
当り積算								
種 目	材 料	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	単価 参照	摘 要
油剤MEP40			1	リットル				
灯 油			39	リットル				
計			40	リットル				
稀釈液			1	リットル				
油 剤			10	リットル				

第 3 号単価表								
金 円 也								
薬剤運搬費 1m3 当り 単 価 表								
当り積算								
種 目	材 料	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	単価 参照	摘 要
薬剤運搬費	1トラック	10km 未満	1	台				1000リットル ／1台
油剤		MEP40	10	リットル				